

東京都立両国高等学校・附属中学校 危機管理計画

I 学校危機管理計画の基本方針

- 1 本校が被災した場合、学校は生徒の生命及び身体の安全確保を第一として、迅速且つ的確な誘導、保護を行う。
- 2 人的災害を被らないための安全確保はもとより、災害を被った場合も被害が最小限度に留まるよう、日常から教育及び訓練を行う。
- 3 教職員は本計画に基づき役割を分担する。しかし弾力的に全体を共有し、絶えずこの行動基準を見直していく。

II 事前対策

1 危機管理組織と教職員の役割

学校危機管理委員

学校危機管理委員会 校長・副校長・経営企画室長
予防管理組織編成 防火管理者（副校長）
防火防災担当責任者（各室火元責任者）
火元責任者 教室（各担任教諭）
特別教室（各教科主任教諭）
職員室（副校長）
校長室・経営企画室・会議室（経営企画室長）
体育館（体育教科主任教諭）
部室（各顧問教諭）

危機管理部

本部	本部長 校長
	副本部長 副校長
本部要員	指導部主任及び経営企画室長
情報収集連絡班	教務部 消防機関への通報・連絡 校内への連絡 墨田区への連絡
施設班	総務部 学校施設の安全確保 防護 危険物の措置 防火扉の閉鎖
食糧班	研究部 飲料水・食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理
避難誘導班	指導部・進路部・担任 生徒の避難誘導
応急救護班	指導部・養護教諭 避難終了後の搜索 残留者救出 応急措置 担架による搬送
避難所支援班	進路部 消火器の運搬・操作 給水の保全管理
点検防護措置班	経営企画室 重要書類の焼失・散逸防止と安全持ち出しの方途策定、管理責任

2 情報連絡体制【別表1】

危機管理対応が必要な人的・物的被害の状況やその他の緊急事態について情報を速やかに収集し、危機管理委員会に報告する。

3 生徒の安否確認方法

災害発生時に生徒の安否確認をするためにClassi 東京都版による緊急時の連絡体制を構築する。

4 施設・設備の安全対策

廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖支障となる物件を放置等されないように管理するものとする。防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不

備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。また、避難経路図を各教室、特別教室に掲示する。

5 防災教育・防災訓練

教育課程の年間指導計画に位置づけ、中学校の生徒は各月1回の防災訓練・避難訓練を行い、高等学校の生徒は年間4回の防災訓練を行う。

6 教職員の危機管理研修

常勤の教職員に対しては年間2回、職員会議等において危機管理研修を実施する。また、危機管理研修においては外部の専門家を必要に応じて招聘し、講義等を行う。

Ⅲ 災害発生時の対応

1 学校災害対策本部の設置

災害の発生と同時に、校長室内に災害対策本部を設置する。災害対策本部は、校長を本部長とし、副校長、経営企画室長で構成する。対策本部の任務は、生徒の安全確保、生徒の避難誘導措置、生徒の保護、救出体制の構築、災害情報の収集と報告、食料・飲料水の確保、施設設備の安全確認等とする。

2 生徒の避難誘導

授業中にある場合は、教師は次の安全確保行動を生徒に指示する。

- (1) 校内放送及び教員の指示に従って行動させる。
- (2) 電灯などの落下物から頭部の安全を図らせる。机の下に潜り、机の足を持ち、頭を窓と反対側に向け身を守る。
- (3) 教室のドアや窓を開ける。
- (4) 慌てて外へ飛び出させない。
- (5) 火の始末をする。

部活動など校舎外にいる場合、次のことを配慮した指示をする。

- (1) ブロック塀などの倒れやすい建造物から離れさせ、その場に頭を抱えてしゃがみ込ませる。
 - (2) 瓦、窓ガラスなどの落下物に注意させる。
- ※休み時間などの場合は、担任は自己の安全を確保した後、教室に向かう。

(主震後の生徒への対応)

主震後、10～60秒を経過し揺れが収まったところで、教員は次の対応をとる。

- (1) 負傷者の有無を確認する。
- (2) 状況判断により避難の準備をする。
- (3) 混乱状態にならないように、生徒の勝手な行動を押さえる。
- (4) ドア付近の落下物を除去し、脱出口を確保する。
- (5) 校内放送または本部からの伝令による指示で避難する。避難に当たっては、先頭に立ち、避難路を確保するとともに、生徒の頭部を保護させる。
- (6) 脱出に当たっては、安全かつ最短のルートを採り、私物は携行させない。
- (7) 負傷者の救護を行う。

災害対策本部は次の事柄を配慮し、指示する。

- (1) 校舎や周辺の状況を確認した上で、避難場所、経路を決定し、避難を指示する。
- (2) 校内放送設備が不具合の場合、非常用拡声器や伝令を用いて指示を出す。
- (3) 避難に伴い災害対策本部を移動し、絶えず災害対策本部の位置を教職員に対して明確にする。

3 生徒の保護体制

教職員による生徒の避難誘導により避難を完了したら、即座に人員の点呼を行う。人員点呼により不明な生徒がいる場合は、応急救護班を中心に、避難を完了していない生徒の発見・救出にあたる。傷害を受けた生徒を発見した場合は救出し応急処置を行う。人員点呼後に生徒の安否について災害対策本部へ報告を行う。校長は、この報告をもとに所管の東部学校経営支援センター支所に被害・被災状況を報告し、指導を仰ぐ。

4 施設・設備の被害状況及び安全確認と応急対策

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに災害対策本部に報告するとともに応急措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。
- (3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を災害対策本部に報告すること。点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。

IV 事後対策

1 安否情報、被害状況の収集・把握

東京都教育委員会（学校経営支援センター）及び墨田区（災害対策本部）への報告と今後の対応

- (1) 災害対策本部は、生徒の状況（傷害を受けた生徒の氏名とその対応・帰宅者氏名・学校保護下にある生徒氏名）及び施設・設備の被害状況を文書でまとめ、校長はこれを所管の東部学校経営支援センター支所に報告する。
- (2) 避難所への対応として、避難者の数と現状、傷害を受けた者とその対応、緊急物資搬入、ボランティアの受け入れ等について、それぞれ文書で校長に報告し、これを記録する。校長は、このことを東京都・墨田区の災害対策本部及び東部学校経営支援センター支所に報告する。

2 施設・設備の再建

- (1) 校舎内外の被害状況程度の確認。崩壊の恐れのある部分への立ち入り禁止措置の徹底及び教室の天井・床・壁の亀裂・戸棚・テレビ・机・椅子・廊下・階段などの破損・倒壊状況を調査する。
- (2) ガス・水道・電気等は関係諸機関と連絡をとり、水質調査などを行う。
- (3) 校庭及び近隣道路の亀裂調査、フェンスの安全点検等を行う。

3 授業再開準備

- (1) 生徒・教職員の安否状況の把握、ライフラインや公共交通機関の復旧等の諸条件が整備された段階で企画調整会議を開き、教育活動再開の時期・方法について、具体的な協議を開始する。その際、教職員は教育活動の早期正常化に向けての体制を整え、避難所運営についても必要に応じて協力しなければならない。
- (2) 授業再開にあたっては、二次災害防止のため、専門家による校舎等の安全点検を実施しなければならない。
- (3) 校長は東部学校経営支援センター支所と協議の上、授業再開の目途を定める。授業再開にあたっては保護者に対して、再開時期は電話・掲示・ビラ・ロコミを含め、周知徹底を図る。
- (4) 学校の教育活動が正常化されるまでの期間、学校施設・設備の被災状況、生徒・教職員の被災状況、公共交通機関の復旧などの事情を総合的に検討し、休校・二部授業・他校の利用など応急的な教育活動の計画を東部学校経営支援センター支所との連携を密にして作成し、保護者・生徒に周知する。

- (5) 災害救助法などの適用がされた場合には、「都立高校の授業料等徴収条例施行規則」に基づき、被災により授業料納付が困難と認められた者については、免除・減免・納付期限の延期などの適切な処置を行う。

4 応急教育計画の作成

応急的な教育活動の計画にあたっては、校舎施設設備の状況を勘案して立案し、状況の変化に応じて、改善を図る。生徒の出欠に関しては、記録し、その認定に関しては適切に行う。

V 避難所等開設支援

1 避難所の開設

校長は避難所開設の準備を担当職員へ指示する。その際、①生徒の安全確保の場所、②教育機能のための場所、③避難所管理のための場所を確保した上で適切に学校施設を避難所として開設する。校庭は発災当初の避難場所とする。災害時に避難所となった場合は墨田区に対して地域住民への周知を依頼する。

2 情報の収集と提供

校長は避難所の運営に関する情報の収集、整理、確認、提供を教職員へ指示する。担当者は収集した情報を適宜校長へ報告し、墨田区災害対策本部と密に連絡を行う。

3 避難所の支援活動

避難所支援担当者は、避難者の生活への支援を行う。避難所に使用する場所と立ち入り禁止場所を指定し、明示する。避難者を避難所へ誘導する。墨田区災害本部と避難所の運営に関して連携を図る。

4 生徒のボランティア活動

避難所の運営に関して、生徒によるボランティア活動を行う。生徒がボランティア活動に当たる場合は、担任の指揮・指示により行動する。ボランティア活動の内容としては、復旧作業の手伝い、食料品・飲料の配布補助、高齢者・負傷者の介助補助等がある。

5 帰宅支援ステーションとしての対応

校長は、帰宅困難者の発生に備え、帰宅支援ステーションとしての対応を行う。

(1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、校内放送等を活用して、在校生に適宜伝達する。

(2) 交通機関が停止した場合は、帰宅困難な来校者を避難場所等まで避難誘導する。

(3) 帰宅支援ステーションとしての備蓄品を来校者に適宜提供する。

ア 飲料水

イ セルフケアセット

ウ 食料等

(4) 災害時の停電等に対応して設置されている自家発電機を利用して投光や水中ポンプを活用する。

VI 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

教職員の参集体制【別表2】(夜間・休日などの勤務時間外に、災害が発生した場合)

- 1 発災当初における校舎などの安全確認、生徒などの安否確認、一般避難者への対応、教育活動の再開など、必要な勤務に従事するため、教職員は自宅及び家族の安全を確認した上で、所属校に参集する。
 - (1) 徒歩及び自転車などを利用して、約1時間以内に出勤できる教職員は、自宅及び家族の安全を確保した上で、出勤する。
 - (2) 約1時間以内に出勤できない教職員は、遅れて出勤するか、または、近くの緊急時避難指定校に出勤する。
- 2 災害発生時に参集した教職員は、参集途上で得た情報(道路・橋梁・施設設備・建物・被災状況など)を校長に報告する。
- 3 通常利用している交通機関の途絶などにより、所属校に勤務できない場合は、交通機関が復旧するまでの間、居住地近くの(緊急避難指定校)に出勤し、その学校の校長の指示に従い、応急対策活動にあたる。
- 4 緊急避難指定校で応急対策活動に従事する場合には、あらかじめ所属校校長に連絡をするとともに、指定校の校長に直接申告する。

【別表1】 情報連絡体制

連絡先		電話番号
東部学校経営支援センター支所経営支援室		03-3625-2194
教育庁総務部総務課安全管理担当		03-5320-6718
都立日本橋高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3617-1811
都立墨田川高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3611-2125
都立本所高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3622-0344
都立橋高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3617-8311
都立墨田工科高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3631-4928
区市町村 災害対策本部	墨田区都市計画部防災課	03-5608-6206
	墨田区都市計画部安全支援課	03-5608-6199
医療機関	都立墨東病院	03-3633-6151
	東京消防庁救急相談センター	#7119
	東京都保健医療情報センター 「ひまわり」 (24時間対応)	03-5272-0303
ライフライン事業者	電気：(株)ケンテック	03-3774-3320
	ガス：東京ガスライフバル墨田	03-5828-9434
	水道：東京都水道局墨田営業所	03-5638-3140
警備会社	セコム(株)亀戸支社	03-3685-8285

東京都立両国高等学校 附属中学校	電話	03-3631-1815 (高校代表) 03-3631-1878 (附属中代表)
	F A X	03-3846-6682 (経営企画室)
	e-mail アドレス (組織端末)	S1000107@section.metro.tokyo.jp (高校) S8000530@section.metro.tokyo.jp (附属中)

【別表2】 教職員の参集体制

- 1 非常配備態勢：被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

【適用する災害】 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震風水害、火山災害、大規模事故、原子力災害、テロ、新興感染症、その他

- 2 特別非常配備態勢：早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震が発生した時。発令形式は、自動発令とする。

	居住地～勤務地までの距離(km)	対応
第一配備職員	10km以内	発災後、最初に所属へ到着し、当該所属が所管する応急対策業務に従事する。
第二配備職員	10km超20km以内	所属へ到着後、第一配備職員と共に当該所属が所管する応急対策業務に従事する。
特例配備職員	20km超	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ定める都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。